

高 福 第 8 4 3 号
令和4年11月10日

各特別養護老人ホーム 施設長 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
播磨 高志（公印省略）

特別養護老人ホームにおける面会の実施方法について（照会）

新型コロナウイルス感染防止対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、特別養護老人ホームにおける面会の実施方法を把握したいので、下記により回答して下さるようお願いいたします。

記

1 照会内容

- 感染拡大時（令和4年8月）及び減少傾向期（令和4年10月）における面会方法
 - ・ 対面（パーテーションあり）
 - ・ 対面（パーテーションなし）
 - ・ 窓越し
 - ・ オンライン
 - ・ 面会禁止

2 回答期限 令和4年11月25日（金）まで

3 回答方法 電子申請・届出サービスから入力してください。

https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=43951
さいたま介護ねっこの11月10日付け新着情報からもアクセスできます。

4 その他

回答があった施設には、施設が特定されないように加工した上で、集計結果をフィードバックする予定です。

担 当：施設・事業者指導担当
メール：a3240-21@pref.saitama.lg.jp